

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。

平成28年度分

○対象事業場： 琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量:

	H29												単位 (t)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
可燃ごみ	172	25	199	185	154	113	152	119	157	83	171	152	1,682
廃プラスチック類	189	22	177	158	169	135	180	137	187	91	181	173	1,799
紙くず	20	2	60	45	25	39	29	44	30	39	52	29	414
木くず	648	101	647	856	491	385	657	520	555	334	697	560	6,451
ガラス陶磁器くず [※]	125	73	173	150	86	104	244	194	156	110	211	181	1,807

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況:

(1)測定位置: 燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道

(2)測定結果:

採取日	判明日	測定値									
		燃焼ガス温度 (°C) [※]				一酸化炭素 [※] (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	硫黄酸化物 (m ³ _N /h)	ばいじん (g/m ³ _N)	塩化水素 (mg/m ³ _N)	窒素酸化物 (ppm)
		燃焼室		集塵機							
		最低	最高	最低	最高						
H28.4.25	H28.5.26	1,525	1,607	114	114					<0.1	
H28.6.16	H28.7.28	1,518	1,611	125	125	1,180	0.00066	<0.1	0.003		240
H28.8.26	H28.9.14	1,537	1,620	111	111			<0.1	0.002		310
H28.9.15	H28.11.10	1,540	1,598	115	115	540	0.0000061	<0.1	0.002		360
H28.11.14	H29.2.3	1,465	1,491	113	114	791	0.000015	<0.1	0.002	0.9	430
H29.2.1	H29.2.27	1,564	1,612	113	113			<0.1	0.002		310

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類 : 0.1 ng-TEQ/m³_N 以下
- ②硫黄酸化物 : 360 m³_N/h 以下
- ③ばいじん : 0.1 g/m³_N 以下
- ④塩化水素 : 700 mg/m³_N 以下
- ⑤窒素酸化物 : 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日: 集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉碎機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部
TEL : 0980-53-8311